

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 18 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 成 田 雅 治

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 日から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午前 9 時 30 分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 7 日 午前 9 時 50 分 場 所 名古屋地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 040, 000 5, 632, 000	一括	1, 408, 000	91, 900	21, 552
1	2, 090, 000				
2	4, 950, 000				



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 半田市旭町四丁目 | | |
| | 地 番 | 29 番 10 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 120.92 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 半田市旭町四丁目 29 番地 10 | | |
| | 家屋 番号 | 29 番 10 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 3 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 47.71 平方メートル | |
| | | 2 階 | 59.92 平方メートル | |
| | | 3 階 | 51.39 平方メートル | |



物件明細書

令和 8 年 7 月 7 日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 成 田 雅 治

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1, 2】

売却対象外の土地（地番29番1）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 半田市旭町四丁目 | | |
| | 地 番 | 29 番 10 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 120.92 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 半田市旭町四丁目 29 番地 10 | | |
| | 家屋 番号 | 29 番 10 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 3 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 47.71 平方メートル | |
| | | 2 階 | 59.92 平方メートル | |
| | | 3 階 | 51.39 平方メートル | |



令和 8 年(7)第 41 号

令和 8 年 3 月 9 日受理

令和 8 年 4 月 6 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 井 上 和 彦

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 半田市旭町四丁目 | | |
| | 地 番 | 29 番 10 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 120.92 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 半田市旭町四丁目 29 番地 10 | | |
| | 家屋 番号 | 29 番 10 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 3 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 47.71 平方メートル | |
| | | 2 階 | 59.92 平方メートル | |
| | | 3 階 | 51.39 平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	物件 1 土地は物件 2 建物の敷地及び駐車場として利用されている。	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として空き家の状態で占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 本件建物には、家族で暮らしていましたが、昨年11月ころに転居しました。現在は空き家の状態です。 2 本件建物を再築したりするためには、南西側の私道の所有者の方の承諾を得ないといけないと聞いています。私道の管理について使用料を支払ったり、何らかの負担をしたりすることが決まっているかとのお尋ねですが、特にそのようなものではありません。 3 公図上、南東側に地番(29番11)の土地があり、用悪水路が存在することになっていますが、コンクリート敷きになっていて、用悪水路自体の存在は分らないですが、南西側道路と接する部分が暗渠になっていて、南西側地番(29番1)と一体利用されていると思われます。 4 本件建物には太陽光発電システムは設置されていません。床暖房もありません。 5 本件建物内で雨漏りなどの不具合のある箇所はありません。ただし、1階トイレの床と便器の付け根のところで水漏れがあり、使用していませんでした。また、浴室の換気扇は30秒くらいすると止まってしまいます。 6 境界のことで隣地の方から苦情を言われたことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件土地建物の占有状況等は、債務者兼所有者の陳述及び現況から2枚目のとおり認めた。
- 2 北西端に境界杭が存在したが、そのほかの箇所では、一見して確認することはできなかった。
- 3 公図上、南東側に地番(29番11)の土地があり、用悪水路となっているが、現在はコンクリート敷きになっていて、用悪水路自体は見受けられない。本件土地と南西側隣地(地番29番1)との境界に、第三者所有の用悪水路(現在暗渠)の部分が存在し、本件土地と一体で利用されている。
- 4 南西側隣地(地番29番1)は第三者所有の道路(私道)で、通行、掘削等に際し承諾を要する可能性があるほか、維持管理に係る負担関係が不明確である。このため、将来の利用に一定の制約が生じるおそれがある。
- 5 債務者兼所有者によると1階便所は水漏れするため、現在使用されていないとのことである。また、浴室の換気扇が故障しており、30秒くらいで止まってしまうとのことである。
- 6 北東側隣接地(地番29番2)の工場に設置された(エアコンの室外機と思われる)室外機が稼働すると、音がして室内に居てもやや気になる程度であった。
- 7 本件建物は、建物全部事項証明書によると平成12年9月新築で約11年6か月経過しており、経年相応のクロス、床、畳の汚れ、劣化等が見られた。雨漏りなどの不具合のある箇所は、一見して確認することはできなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

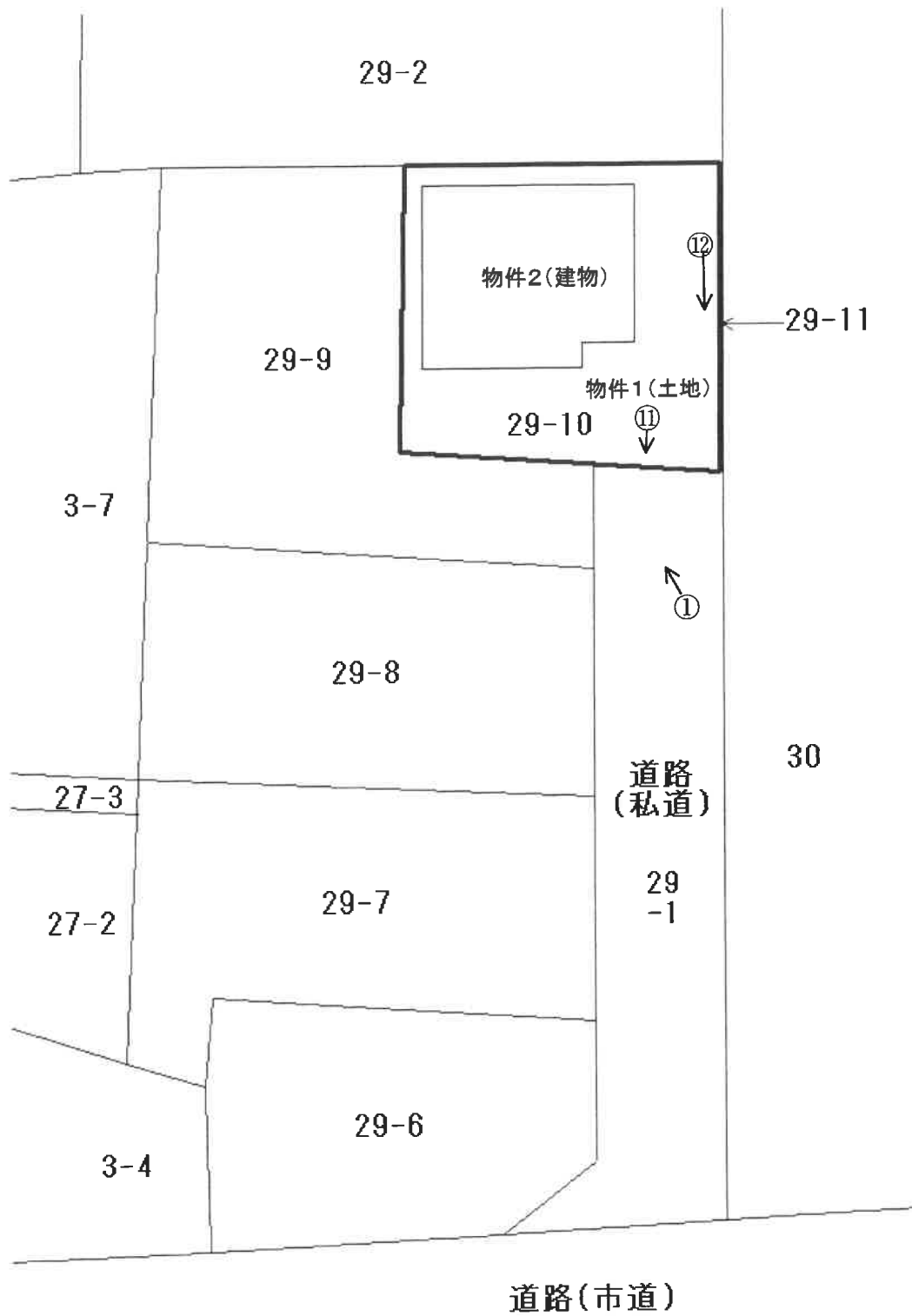
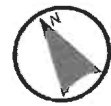
(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月11日(水) 14:00-14:15	名古屋法務局	公図、建物図面、地積測量図等交付申請
8年3月13日(金) 11:40-12:00	物件所在地	物件調査、写真撮影(外観)、概測
8年3月13日(金)	郵便	債務者兼所有者に対し、期日連絡通知書(3月25日午後1時30分)及び照会書を送付
8年3月25日(水) 13:30-14:35	物件所在地	立入調査、写真撮影(全室)、債務者兼所有者立会、占有状況等聴取、照会書を受領
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

土地建物配置図（概略）



写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

物件 2 建物



物件 1 土地

① 南西方向から撮影



② 屋内の状況（リビング・ダイニング）



③ 屋内の状況（和室①）



④ 屋内の状況（キッチン）



⑤ 屋内の状況（洋室①）



⑥ 屋内の状況（洋室②の床の汚れの様子）



⑦ 屋内の状況（洋室③の床の汚れの様子）



⑧ 屋内の状況（洋室③の床板の剥がれの様子）

（//枚目）



⑨ 屋内の状況（洗面所と浴室の様子）



⑩ 屋内の状況（1階便所の様子）

南西側隣地（地番 2 9 番 1）



物件 1 土地

⑪ 南西側隣地（地番 2 9 番 1）の用悪水路（暗渠）の様子



⑫ 南東側境界付近（地番 2 9 番 1 1）の様子

令和 8 年 (ケ) 第 41 号
令和 8 年 3 月 12 日 受 理
令和 8 年 3 月 25 日 現地調査
令和 8 年 3 月 27 日 評 価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

荒 川 鶴 章 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,040,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2,090,000 円
物件2(建物)	金 4,950,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	半田市旭町四丁目 29番10 宅地 120.92m ²	同 左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	半田市旭町四丁目 29番地10 29番10 居宅 軽量鉄骨造陸屋根3階建 1階 47.71m ² 2階 59.92m ² 3階 51.39m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R武豊線「東成岩」駅 西方 道路距離 約250m (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	事業所、工場、共同住宅等の中にミニ開発された戸建住宅地域。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60% 200% 建築基準法第22条区域 景観計画区域(くらし風景地域)、宅地造成等工事規制区域、居住誘導区域内、都市機能誘導区域外 津波災害警戒区域(一部)
画 地 条 件	地 積 120.92㎡ 間 口 約5m(南西側道路間口)、奥 行 約10.5m	
接面道路の状況	南西側幅員約5m私道の行き止まり部分に等高に接面している。 (建築基準法第42条1項5号(位置指定道路)の道路である)	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1土地は物件2建物の敷地及び駐車場として利用されている。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。また、平成17年、平成元年、昭和51年の住宅地図で調査したところ、従前より土壤汚染の発生する利用はされていなかった。しかし、専門機関による現地調査を行っておらず、その有無及び程度は不明である。	
特 記 事 項	・位置指定道路は第三者所有の私道であり、通行や掘削等に際し承諾を要する可能性があるほか、維持管理に係る負担関係が不明確である。このため、将来の利用に一定の制約が生じるおそれがある。 ・南東側地番29番11は第三者所有の用悪水路(現況暗渠)であり、目的土地とほぼ一体で利用されている。 ・半田市備付の高潮・洪水・津波ハザードマップによると目的土地は想定浸水区域に該当する。また、過去に洪水浸水実績がある区域である。 ・埋蔵文化財の包蔵地の指定は受けていない。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主 である 建 物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日（登記記載） 平成12年9月22日新築 経 過 年 数 約26年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 約4年
仕 様	構 造 軽量鉄骨造 屋 根 陸屋根 外 壁 タイル貼り等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス、合板等 床 フローリング、畳等 設 備 電気、都市ガス、上下水道等 そ の 他 ー
床 面 積（現 況）	1階 47.71m ² 2階 59.92m ² 3階 51.39m ² 計 159.02m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 居 宅 間 取 り 5LDK＋2納戸 (附属資料7 建物間取図(概略) のとおり)
品 等	普 通
保守管理の状態	普 通
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特 記 事 項	・所有者によれば、1階便所は水漏れのため現在使用されていない。また、2階浴室については換気扇が故障している。 ・北東側隣接地の工場からの騒音が認められ、やや気になる状況にある。 ・経年相当の床、壁、天井の汚れ傷み等が認められた。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	56,500	0.97	120.92	0.90	5,960,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 半田-12

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $65,000 \text{ 円/㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 115 = 56,500 \text{ 円/㎡}$
 （上三桁未満四捨五入）

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：標準的画地と判断。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件等を考慮。

イ 個別格差：方位 1.05 × 騒音 0.97 × 私道（第三者所有）0.95 = 0.97

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した減価率 10%

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	198,000	159.02	0.13	4,090,000

ウ 現価率：

・現価率＝〔残価率3%＋（1－残価率3%）×{経済的残存耐用年数4年／（経済的残存耐用年数4年＋経過年数26年）}〕×（1－観察減価等20%）＝0.13

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	5,960,000	0.50	法定地上権	2,980,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ} ×エ×オ
1	5,960,000	-2,980,000		1.00	0.7	2,090,000
2	4,090,000	+2,980,000	0	1.00	0.7	4,950,000
一括価格(合計)						7,040,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（半田ー12）

所 在：半田市有楽町5丁目111番1

価 格：65,000円/㎡

位 置：名鉄河和線「青山」駅の南東方 道路距離 約500m

価 格 時 点：令和 8年 1月 1日

地 積：166㎡

供給処理施設：上水道、下水道、都市ガス

接 面 街 路：北西側 3.0m 市道に接面

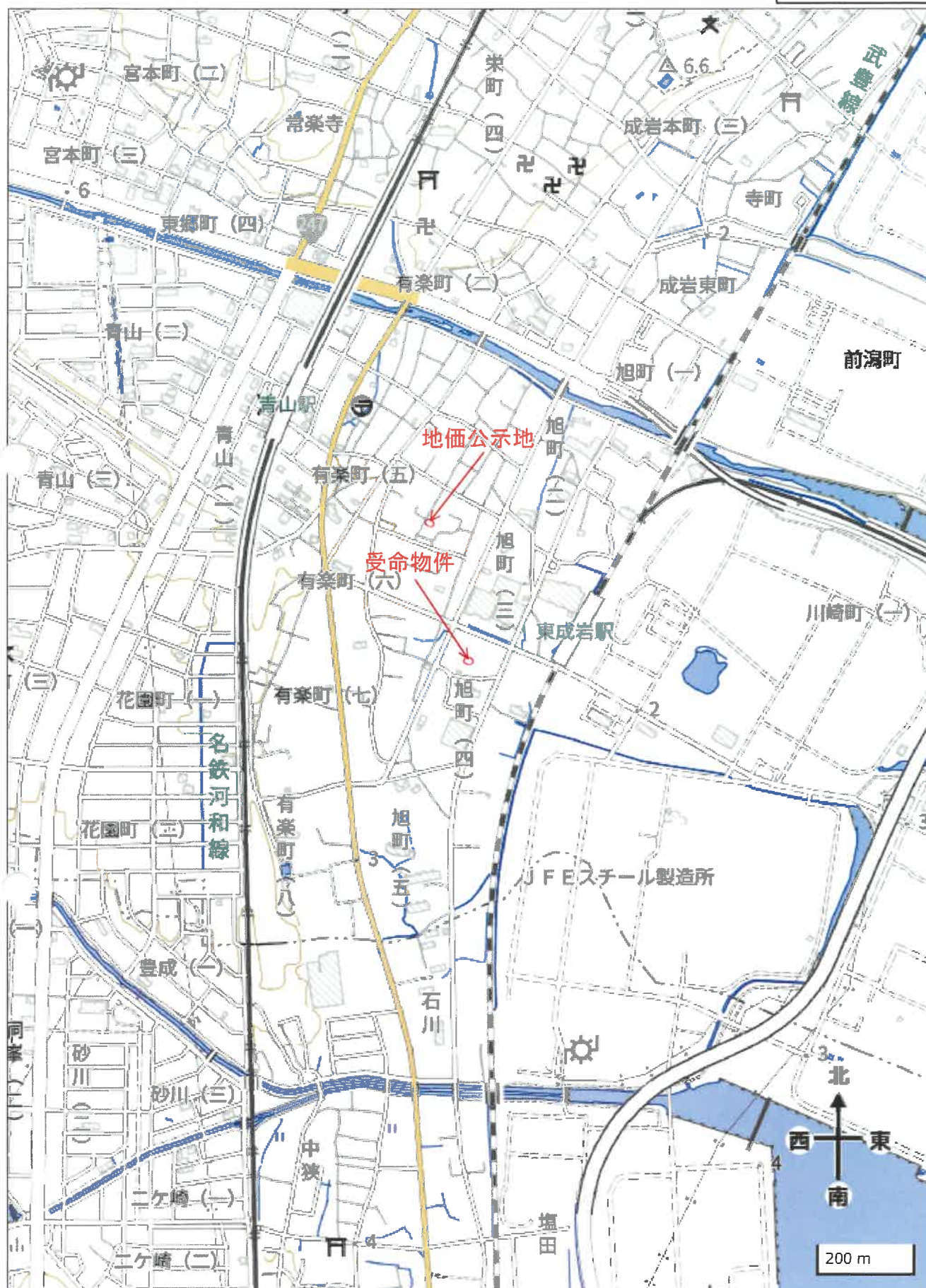
用 途 指 定 等：第一種住居地域(建ぺい率60%，容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

第7 附属資料

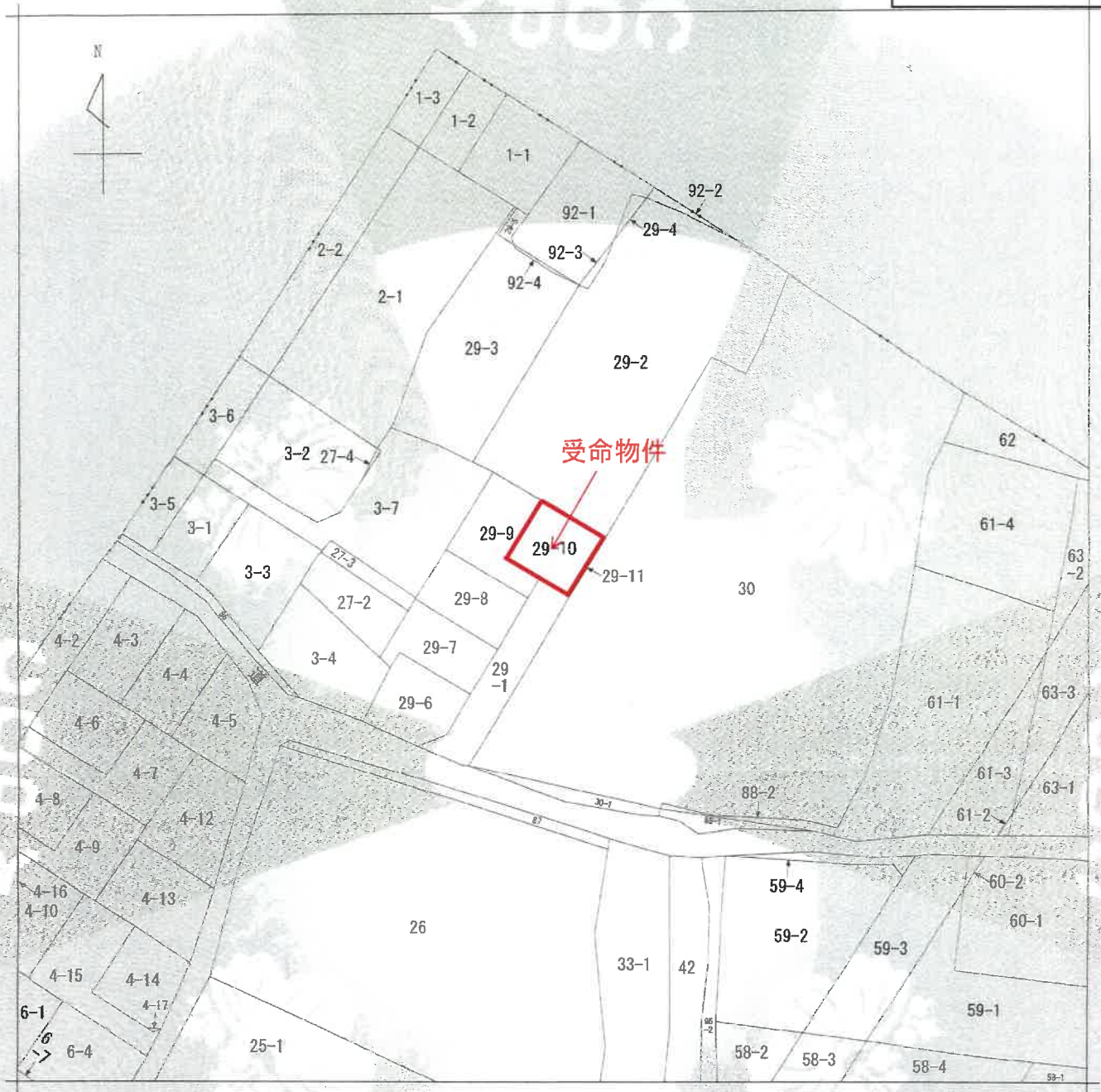
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図(概略)
- 7 建物間取図(概略)
- 8 現況写真

以 上





A 4 版に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	半田市旭町四丁目			地 番	29番10		
出 方 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		
作 成 年 月 日	昭和32年10月1日			備 付 年 月 日 (原 図)	種 類	旧土地台帳附属地図		
					補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局半田支局管轄)

令和8年1月7日

東京法務局

地図整理番号：M96030

登記官

(1/1)

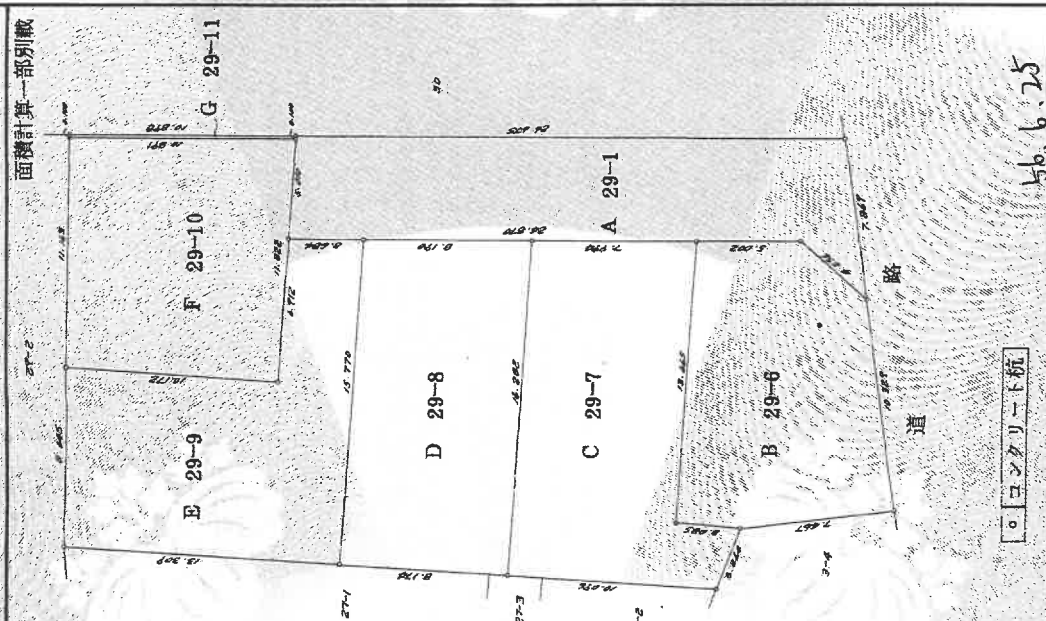
地積測量図写

A 4 版に縮小

地積測量図 1/2

新 29-1 作製

地 番	土地の所在
29-6-7-10-11 29-1	半田市旭町 4 丁目



コンクリート杭

56.6.25

縮尺 1/250 m

申請人

昭和66年6月1日作製

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

作製者

(会 員 専 用)

0101328

登記年月日：昭和56年6月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋地籍局半田支店 鑑印)

令和 8 年 1 月 7 日 東京地籍局

登記官

A 4 版に縮小

測量10 図

地 積

29-6-7-8
-9-10-11

地 番

土地の所在
半田市旭町 4 丁目

(E)	29-9						
(B 55)	93-34-59	6.912	-58.170	-13.319	-5.937	-21.005	
(C 54)	270-00-00	10.172	-49.431	-8.111	-6.666	-58.254	
(C 55)	86-25-00	8.645	-45.478	-15.799	-9.146	-36.154	
(A 390)	93-35-00	13.309	-56.910	-22.613	-23.648	270.344	
(C 57)	90-00-00	15.770	-64.985	-9.066	-16.915	136.589	
(C 56)	86-25-01	3.684	-61.708	-7.382	-1.604	-5.518	
					ハイメンセキ	286.002	
					メンセキ	143.0010	
					地 積	148 m	
(F)	29-10						
(C 52)	90-00-03	11.163	-49.431	-8.111	-9.927	-50.677	
(C 55)	93-35-00	10.172	-58.170	-13.319	-25.062	219.017	
(C 54)	90-00-00	11.822	-64.222	-3.164	-20.115	121.736	
(C 53)	86-24-57	10.891	-54.536	1.816	-4.980	-48.236	
					ハイメンセキ	241.840	
					メンセキ	120.9200	
					地 積	120 m	
(G)	29-11						
(A 401)	89-59-59	0.100	-54.536	1.816	-0.089	-0.004	
(C 52)	89-59-57	10.891	-64.222	-3.164	-5.158	49.960	
(C 53)	93-35-03	0.100	-64.273	-3.078	-10.052	0.513	
(B 53)	86-25-01	10.898	-54.582	1.905	-4.985	-48.290	
					ハイメンセキ	2.179	
					メンセキ	1.0895	
					地 積	1.08 m	

カンチ メンセキ ケイサン

(A) 29-1
782.0507 - 656.3155 = 125.7352 (カンチメンセキ)
地 積 125 m

縮尺

申請人

昭和56年 6月 1 日 作製

(愛知県土地家屋調査士会 用紙)

作製者

(会 員 専 用)

登記年月日：昭和56年6月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局半田支局 発行)

令和8年1月7日 東京法務局

登記官

(2/2)

地図整理番号：H96031

0101329

A 4版に縮小

面圖
面圖
物圖
階平
建各

29-10

家屋番号

建築物の所在
米田市旭町四丁目29番地10

单位: m

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作者

道

古屋法務局
2104
処理
平田

求積表

6.585	X	5.670	=	37.336950
5.670	X	1.830	=	10.376100
合 計				47.713050
床 面 積				47.71 m ²

求積表

2.745	X	7.500	=	20.587500
3.840	X	9.330	=	35.827200
0.915	X	3.840	=	3.513600
合 計				59.928300
床 面 積				59.92 m ²

教
值
求

3.840	X	1.830	=	7.027200
6.585	X	5.670	=	37.336950
3.840	X	1.830	=	7.027200
合計				51.391350
床面積				51.39 m ²

各階平面図

臨

24

3 聖

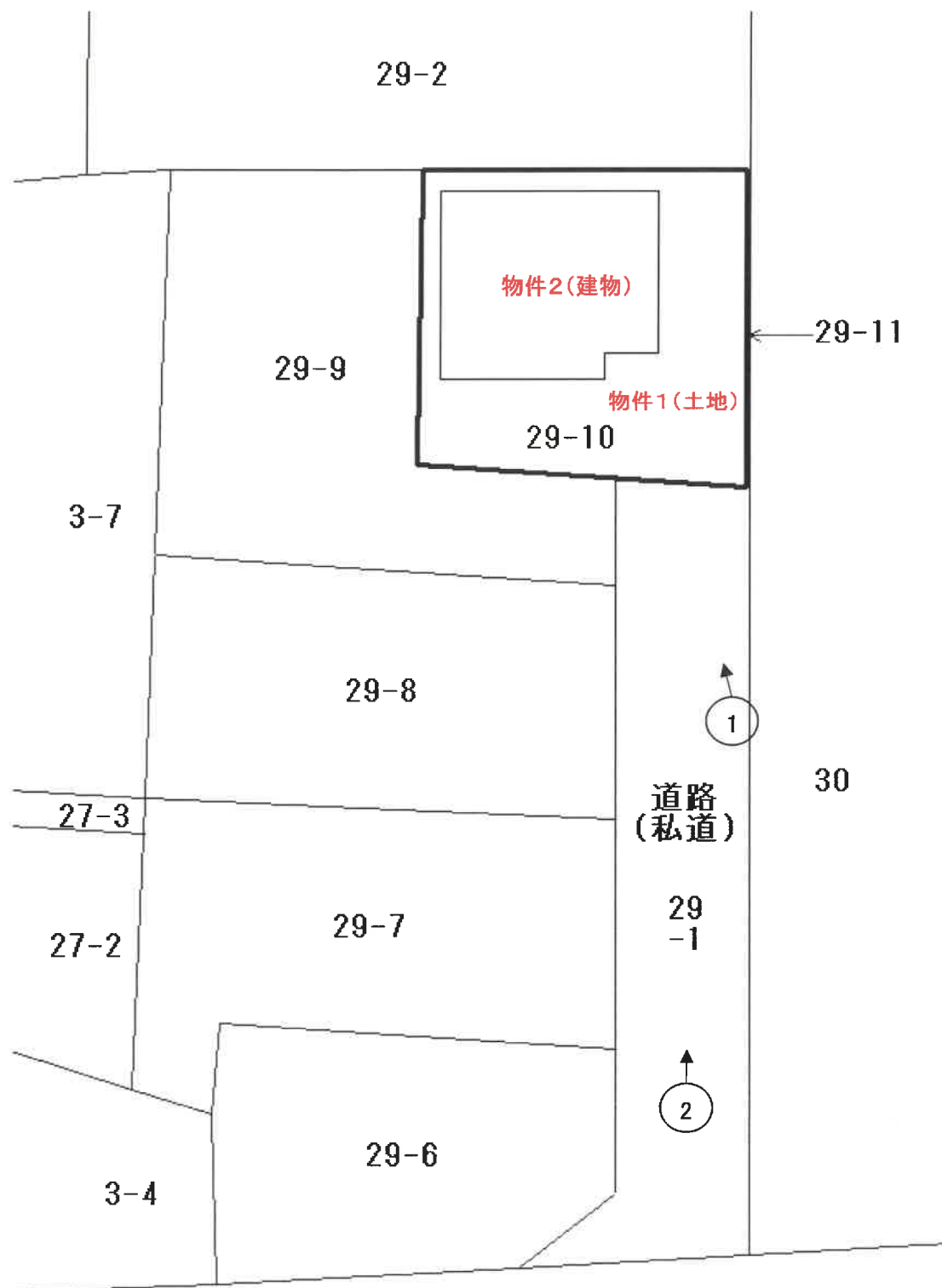
登記年月日：昭和12年10月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局 平田支局 管轄)
令和8年1月7日 東京法務局

登記簿

其他图例整理番号: M96032

土地建物配置図(概略)



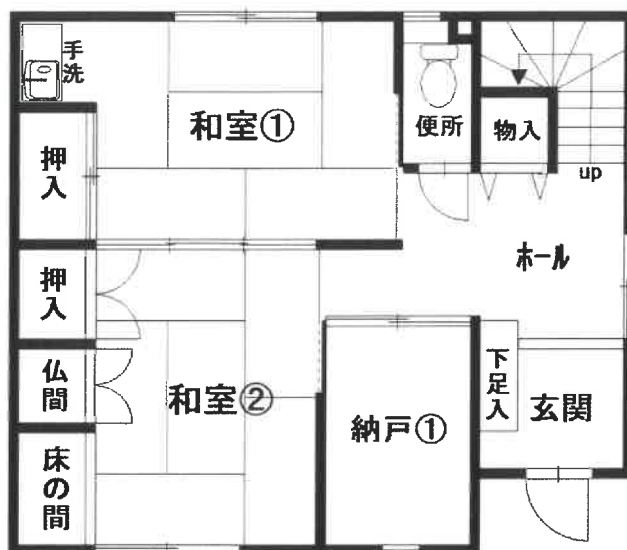
道路(市道)

写真撮影位置

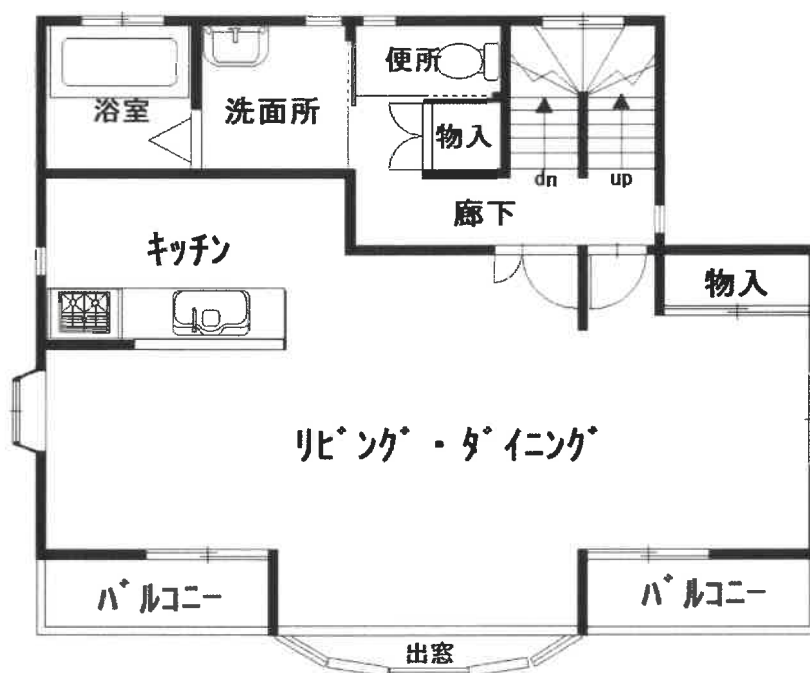
建物間取図(概略)



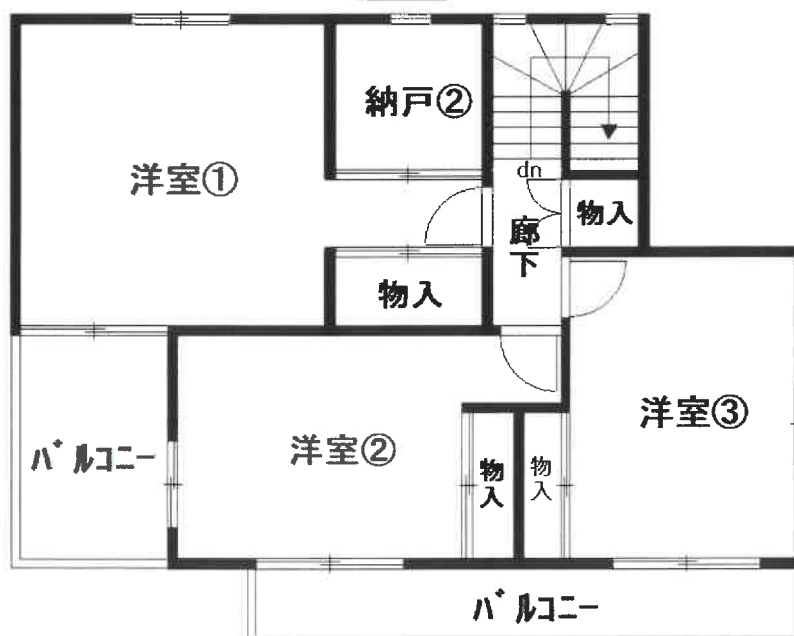
1階



2階



3階



現況写真



①



②